第三十六条第二項中「（幼保連携型認定こども園に係る指定にあっては、当該各省各庁の長並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣）」を削る。

別表第一の十八の項中「第七条第一項」を「昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項」に改める。

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十三号を第三十四号とし、第六号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　こども家庭庁

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第十八条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ及びロ、第二号並びに第三号、第五条第一項第二号から第五号まで及び第二項第五号、第六条第二号並びに第十三条中「文部科学省令」を「内閣府令」に改める。

第十六条、第十八条第二項及び附則第一条の二から第一条の四までの規定中「文部科学大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第五条第三項中「文部科学省令」を「内閣府令」に、「文部科学大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項第三号中「文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して」を削り、「として」の下に「内閣総理大臣が」を加える。

別表備考中「文部科学大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（発達障害者支援法施行令の一部改正）

第十九条　発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第二十条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十二条」を「―第五十五条」に改める。

第一条中「として」の下に「内閣総理大臣及び」を加える。

第一条の二各号、第三条の二第二項、第三条の三及び第三条の四第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第三条の六第一項第一号中「に規定する厚生労働省令」を「の主務省令」に改める。

第三条の七第一項第二号及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第十条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に改める。

第十五条及び第十六条中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第十七条第二号中「厚生労働大臣が定める」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める要件に該当する」に改め、同号イ中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改め、同条第四号中「厚生労働省令」の下に「（当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた場合にあっては、内閣府令・厚生労働省令）」を加える。

第十九条第二号ニ中「厚生労働省令」の下に「（当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた場合にあっては、内閣府令・厚生労働省令）」を加える。

第二十一条の二の表第二十九条第六項の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十六条の九の表第三十六条第三項第二号の項及び第三十六条第三項第三号の項、第二十六条の十三の表第三十六条第三項第二号の項及び第三十六条第三項第三号の項、第二十六条の十五第一項の表第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第二号の項及び第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第三号の項並びに同条第二項の表第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第二号の項及び第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第三号の項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第二十八条中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第二十九条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改め、同条第二項中「に規定する厚生労働省令」を「の内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第三十条、第三十二条及び第三十三条中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第三十五条中「に規定する厚生労働省令」を「の主務省令」に改め、同条第一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第四十三条の三第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第四十三条の五第八項中「事項は、」の下に「法第七十六条の二第一項第一号に掲げる者に係るものについては内閣府令・厚生労働省令で、同項第二号に掲げる者に係るものについては」を加える。

第四十四条第三項第一号イ中「厚生労働大臣が定める者」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める要件に該当するもの」に、「勘案して」を「勘案して内閣総理大臣及び」に改める。

第四十五条から第四十五条の三までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に改める。

第五十二条の見出し中「厚生労働省令」を「命令」に改め、同条中「事項は、」の下に「第五十二条第一項各号に掲げる事項については内閣府令・厚生労働省令で、それ以外の事項については」を加え、同条を第五十五条とし、第五十一条の次に次の三条を加える。

（主務大臣）

第五十二条　法第百六条の二第一項ただし書の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第一章（第五条を除く。）、第二章第一節（第八条から第十一条まで及び第十二条を除く。）並びに第二節第一款及び第二款（第十九条第三項及び第二十七条（同項に係る部分に限る。）を除く。）、第二十八条、第四十一条の二、第三章（第七十七条第一項第四号及び第五号を除く。）、第五章から第八章まで、第百五条の二並びに第百八条の規定に定める事項

二　前号に掲げるもののほか、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、基本相談支援（特定相談支援事業を行う者が行うものに限る。）、計画相談支援、特定相談支援事業、自立支援医療、補装具、移動支援事業及び地域活動支援センターに関する事項（法第十九条第三項、第二十七条（同項に係る部分に限る。）、第二章第二節第四款及び第七十六条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に定める事項を除く。）

2　内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、法第百六条の二第一項ただし書及び前項の規定により、法第十一条、第四十七条の二第二項、第五十一条の三、第五十一条の四、第五十一条の三十二及び第五十一条の三十三に規定する権限（前項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、内閣総理大臣にあっては厚生労働大臣に、厚生労働大臣にあっては内閣総理大臣に、速やかにその結果を通知するものとする。

（権限の委任）

第五十三条　法第百七条第三項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあっては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。）に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一　法第五十一条の三及び第五十一条の四に規定する権限（前条第一項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）　当該権限の行使の対象となる法第四十二条第一項に規定する指定事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長